

鈴鹿市社協について

- 『社会福祉協議会』とは 01
- 社協会員制度・寄付について 02・03
- 赤い羽根共同募金 04
- 企業・法人の皆さまへ(社会貢献活動)..... 05

高齢者への支援

- 認知症初期集中支援チーム・
認知症地域支援推進員 06
- 訪問介護事業所『社協』 07
- 行方不明高齢者等のための安心ネットワーク 07
- 鈴鹿日常生活自立支援センター 09
- 鈴鹿市後見サポートセンターみらい
福祉有償運送サービス 10
- 基幹型地域包括支援センター『にじ』 11

生活困窮者への支援

- 生活困窮者への支援 14・15

障がい者(児)への支援

- 訪問介護事業所『社協』 07
- 鈴鹿日常生活自立支援センター 09
- 鈴鹿市後見サポートセンターみらい
福祉有償運送サービス 10
- 鈴鹿市障害者生活介護施設『ベルホーム』 12

こども・親子への支援

- 鈴鹿市療育センター
(児童発達支援センター)愛称:すずりん 12
- ふれあいいきいきサロン(子育て・当事者) 13
- こども食堂への支援 13
- 就学用品の援助 13
- 福祉協力校事業 18

地域への支援

- 生活支援体制整備事業
(生活支援コーディネーター) 08

ボランティア活動を希望される方へ

- 鈴鹿市ボランティアセンター
鈴鹿いきいきボランティア制度 16
- 災害ボランティアセンター 17

その他のご案内・相談について

- ふれあい広場鈴鹿 17
- ふれあい福祉相談
あんしん賃貸支援事業 18
- 車いすの貸出
各種機材貸出 19
- 社会福祉センターの利用について 20
- お問い合わせ先一覧 21
- 「かりんちゃん」とは 21

どんなことを
しているか
一緒に見ていこう♪

『社会福祉協議会』とは

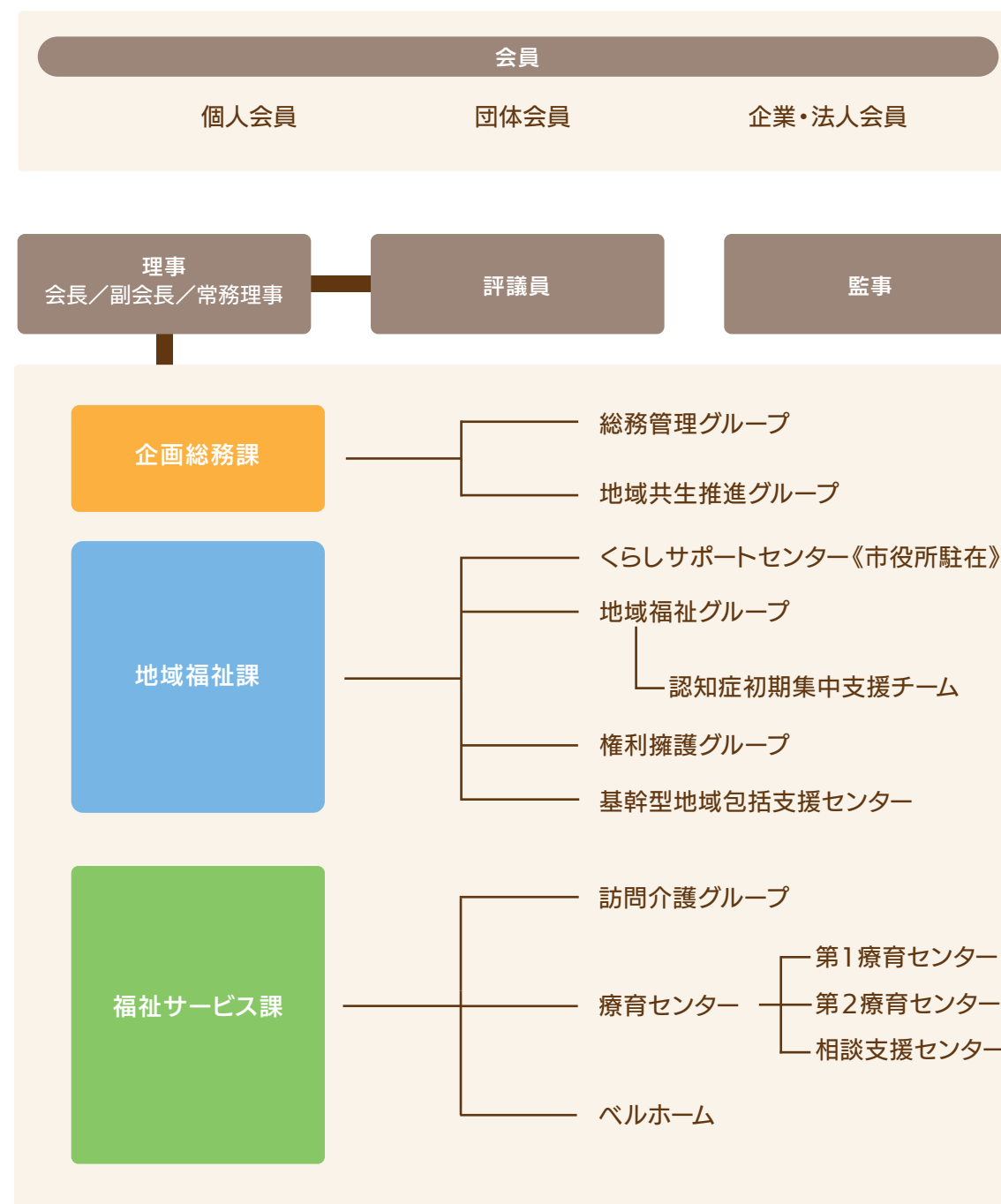
社会福祉協議会は、通称「社協」と呼ばれており、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」を進めるために、地域の皆さまをはじめ、様々な地域の福祉団体のほか、行政や社会福祉事業者など多くの人びとの協働を通じて地域で活動している民間の社会福祉団体です。

福祉の向上に向けて
さまざまな活動を
行っています!!



組織図

(2026年9月現在)



《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971

社協会員制度について

社協会員制度について

.....
 本会では、随時、社協会員（地域福祉を応援していただけるサポーター）を募集しています。本会は地域住民に支えられている民間の福祉団体です。【誰一人取り残さない地域共生社会の実現】を目指し、日々地域の皆さまと一緒に地域福祉活動に取り組んでいます。

地域福祉活動を推進するにあたり、鈴鹿市や三重県社会福祉協議会からの補助金、委託金を主たる財源としており、その他にも赤い羽根共同募金運動や在宅福祉サービス事業等を実施し、活動財源の確保に努めております。

しかし、生活困窮や、地域におけるつながりの希薄化による社会からの孤立、大規模災害の発生に備えた災害対策等、地域における新たな福祉課題や制度の狭間のニーズが生じており、これらの解決等に取り組むにあたり、自主財源の確保が重要となっております。

本会が取り組む地域福祉活動にご賛同いただける方は、社協会員へのご加入をお願いいたします。

会員種別

※年会費金額

個人会員
1口1,000円

個人や世帯にご加入
いただく会員です

団体会員
1口3,000円

福祉施設や団体に
ご加入いただく会員です

企業・法人会員
1口5,000円

法人や企業に
ご加入いただく会員です

入会方法

①入会申し込み

右記QRコードへ
必要事項の記入を
いただきます



②会費のお支払い

下記のいずれかの方法で
お支払いください
【現金/振込/PayPay】
※PayPayは対面での決済と
なります

③領収書の発行

手続き完了
ご入会ありがとう
ございます



会費の使途

※下記の事業の他にも様々な地域福祉事業に会費を活用しています

福祉教育の推進

鈴鹿市の将来を担う
こどもたちの
育成支援事業を
行います



ボランティア活動への支援

地域で活躍する
ボランティアの方々の
活動支援を
行います



災害・防災への取組み

地域住民を主体とし
た災害ボランティア
の活動支援や災害
に備えた事業に
取組みます



会員特典

個人会員	・かりんちゃん限定グッズ(ステッカー)の配布
団体会員	・社会福祉センター貸館/貸出機材・バス、有料広告割引 ・かりんちゃん限定グッズ(ステッカー)の配布
企業・法人会員	・有料広告割引 ・かりんちゃん限定グッズ(ステッカー)の配布



《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330
E-mail s.syakyo@suzuka-shakyo.or.jp

寄付について

寄付について

.....
 本会では、みなさまにご寄付のお願いをしております。お寄せいただいた寄付金は、社会福祉の向上のために基金として造成するとともに、本会が実施するさまざまな社会福祉事業などへ充てさせていただきます。

寄付の種類

- ①一般寄付
現金や振込により、個人や企業からいただくもの、イベントなどの収益、チャリティー募金で集められたもの、遺言による寄付(遺贈)などがあります。
- ②物品寄付
食糧や日用品、未使用切手などを寄付としていただくものです。
- ③香典返し寄付
故人あるいはご遺族様方のご厚志により、ご香典の一部を寄付いただき、これが本市の地域福祉の向上に活用されるものです。

寄付の方法

.....
 はじめに、右記QRコードを読み込み、受付フォームへ入力をお願いします。
 ご入力いただくことで、受付時の事務手続きを簡素化できます。
 ※入力が難しい場合は、窓口でも対応可能です。



- 直接お持ちいただく場合
本会事務局(鈴鹿市社会福祉センター:鈴鹿市神戸地子町383-1)へ
ご持参ください。
- お振込いただく場合
下記の口座へお振込ください。

銀行名:三十三銀行 支店名:鈴鹿中央支店 口座番号:(普通)1090639
 名 義:社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 会長 亀井 秀樹
 (シャカイクシハウジン スズカシシャカイクシキョウギカイ カイチョウ カメイ ヒデキ)

税制上の優遇措置

本会へのご寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます
 (※確定申告が必要となります)。
 寄付金控除に関する詳細についてや法人の寄付については、お近くの税務署へお問い合わせください。
 なお、ご寄付をいただきました際には、本会の領収書を発行いたします。確定申告の際にご利用ください。

寄付金・物品の活用について

本会にいただいた寄付には、経済的に就学用品等の購入ができない世帯の児童・生徒への就学用品の提供、児童養護施設の入所児童・生徒への支援等、特定の目的をもった事業のほか、本会が取り組む地域福祉の仕組みづくり・担い手育成等に活用させていただきます。

※ご寄付いただく物品のうち、アルコール類はお断りさせていただきます。
 その他物品によってはお断りさせていただく場合もございます。

《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330
 E-mail s.syakyo@suzuka-shakyo.or.jp

赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金は、地域で集めた募金が地域の福祉のために使われる

【自分のまちをよくするしくみ】です

赤い羽根共同募金は、10月1日～12月31日を募集期間としており、鈴鹿市で集めた募金の約8割は鈴鹿市の高齢者、障がい者、こども等を対象とした様々な福祉活動に活用されます。残りの2割分については、三重県全体を対象とした福祉活動に活用されたり、大規模な災害が起きた時のために、県内全体で災害準備積立金として積み立てられたりしています。

共同募金運動の主体

全国的に行われている共同募金運動ですが、都道府県単位に組織された共同募金会が主体となります。鈴鹿市共同募金委員会は三重県共同募金会に属し、鈴鹿市社会福祉協議会内に事務局があります。

赤い羽根共同募金は、鈴鹿市ではこのように役立てられています。

いつでも住み慣れた地域で安心して暮らせるために

一人暮らし高齢者の見守り活動としてお弁当の配食や、高齢者等が行方不明となった際の早期発見・解決のためのネットワークづくり等に役立てられています。

地域における支え合いの輪を広めるために

子育て世帯、障がい者、高齢者等が地域で安心して暮らせるように交流や行事を通じた仲間づくりと生きがいづくりを行うサロン活動等に役立てられています。

こどもたちや青少年の健全育成のために

児童・生徒を対象とした福祉体験学習や地域の児童、障がいのある方や高齢者世代等との交流を通じ、思いやりの心や共に生きることの大切さを学ぶ「福祉教育」に役立てられています。

みんなが安心して利用できる公園のために

鈴鹿市内で各自治会が管理する公園の遊具の設置および修繕や、安全に利用するための環境整備等、みんなが安心して利用できる公園のために役立てられています。

募金活動の展開

戸別募金

皆さまが住む地域・自治会等からご協力をいただく募金です。

法人募金

市内の法人・企業にご協力をいただく募金です。

街頭募金

市内の駅やショッピングセンター等でご協力をいただく募金です。

職域募金

市内の企業や団体の職場で、職員の方にご協力をいただく募金です。

学校募金

市内小中学校・高校の児童生徒の皆さまにご協力をいただく募金です。

その他

市内の企業、店舗にご協力をいただき、対象商品の売上の一部が募金となる、鈴鹿おもいやりプロジェクトによる募金や、公共施設や商業施設等に募金箱を設置させていただき募金、羽毛布団のリサイクルによる募金等があります。

《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330
E-mail s.syakyo@suzuka-shakyo.or.jp



企業・法人の皆さまへ(社会貢献活動について)

鈴鹿市社会福祉協議会では、企業・法人の皆さまからの社会貢献活動に関する相談を受け付けています。「社会貢献活動をできればと考えているが、地域にはどのような課題があるのだろうか？」等の相談に対して、企業・法人の皆さまの社会貢献活動が地域の福祉課題の解決につながるようコーディネートしています。お気軽にお問い合わせください。

鈴鹿市社会福祉協議会は、地域福祉の推進のために、日ごろより地域の皆さまや関係機関等との連携をしています。

たとえば鈴鹿市内の

- ボランティア(個人・団体)
- 住民同士の支え合い活動
- 当事者・団体(子育て・障がい関係等)
- 福祉施設・団体・NPO・企業
- 学校(小・中・高・特別支援学校や大学等)
- 医療機関、福祉・法律専門職等の関係機関
- 行政機関

などたくさんの個人・団体の皆さまのご協力をいただいています。



※市内のコンビニエンス店舗によるフードドライブ事業



※市内のスポーツチームによる赤い羽根共同募金活動



※市内の留学生による子ども食堂支援



《お問い合わせ》企画総務課 地域共生推進グループ
TEL.059-373-5750 FAX.059-382-7330

行方不明高齢者等のための安心ネットワーク

安心ネットワークとは

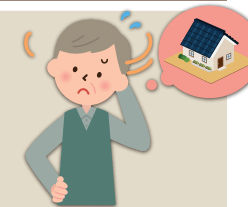
行方不明になった高齢者等の家族が鈴鹿警察署に「搜索願」を提出した際に、行方不明者の個人情報の開示に同意をいただければ、鈴鹿市社会福祉協議会からその情報を協力民間事業者等にFAX送信や、鈴鹿市から公式ライン登録者に情報配信する等、可能な範囲で搜索に協力していただくものです。

ご家族が行方不明になられたら

※事前登録は不要です。

搜索願の提出

ご家族の方や関係者の方が鈴鹿警察署に「搜索願」を提出します。
または、お近くの交番に直接お越しいただき、行方不明の旨を申し出てください。



「安心ネットワーク」申請書の記入

警察署にて、「活動申込書」および「活動依頼書」に行方不明になられた方の情報を記入していただきます。



情報の配信

協力事業所に一斉にFAXを送信し、ご本人に関する情報を募ります。
また、依頼者のご希望に応じて鈴鹿市公式ライン、SuzukaVoiceFMで情報配信します。



《お問い合わせ》地域福祉課 地域福祉グループ TEL.059-373-5750 FAX.059-382-7330

訪問介護事業所「社協」

介護保険事業として、要介護及び要支援の高齢者に対しケアプランに沿った身体介護及び家事援助サービスの提供を行っています。また、障がい者の自立支援に向けたサービスの提供に努めています。さらに、地域生活支援事業として外出支援事業にも積極的に取り組み、障がい者の社会参加の促進に努めています。

訪問介護事業

- ケアマネジャーが作成するケアプランにより、ホームヘルパーがご自宅へ訪問し、生活援助（買物代行、掃除、洗濯など）や身体介護（オムツ交換、入浴介助、食事介助、通院同行等）の支援を行います。
- 要支援1～2・要介護1～5の方が対象です。

障害福祉サービス事業

- 相談支援専門員が作成する利用計画書により、ホームヘルパーがご自宅へ訪問し、生活援助（買物代行、掃除、洗濯など）や身体介護（オムツ交換、入浴介助、食事介助、通院同行など）の支援を行います。
- 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方が対象です。
- 視覚障がい者の方、移動支援決定通知書をお持ちの方の外出に付き添い、サポートします。



《お問い合わせ》福祉サービス課・訪問介護グループ TEL.059-382-8200 FAX.059-382-8015

認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員

認知症初期集中支援チームとは

認知症初期集中支援チームは認知症の早期診断・早期対応を目的とした、認知症を熟知した専門医と医療と福祉の専門職で構成されたチームです。本人の様子を確認し、状態に合わせておおむね6カ月を目安に、適切な医療・介護サービスなどにつなげるための支援や対応方法などの助言をします。

認知症は、早期発見・早期診断・早期対応が大切です。ぜひ、お気軽にご相談ください。



鈴鹿市認知症地域支援推進員とは

認知症地域支援推進員は鈴鹿市が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の中心として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開しています。

【活動例①】認知症サポーター養成講座の開催

認知症について正しく理解し、認知症の方やそのご家族を見守る応援者である「認知症サポーター」を養成します。市内の企業や地域住民の集まりやサロン、学校（小・中・高）などに出席講座も行っていますので、お気軽に問い合わせてください。



【活動例②】鈴鹿市認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の作成・更新

鈴鹿市認知症ガイドブックは、認知症の方やそのご家族が、地域で安心して暮らせることを目標に、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかをまとめたものです。



【活動例③】認知症に関する取組の啓発活動

認知症啓発イベントの開催や各種イベントで鈴鹿市の認知症施策や認知症の正しい理解を広める活動を行っています。



チームオレンジ鈴鹿とは

チームオレンジ鈴鹿は、認知症の方やそのご家族が孤立せず、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう「※フレンド」と「※オレンジ」がともに活動する団体です。

※フレンドとは…市内在住または在勤で、認知症サポーター養成講座および認知症サポーターステップアップ講座の受講修了者である者。

※オレンジとは…市内在住の認知症の方やそのご家族で、フレンドとともに社会参加や地域交流を希望する者。

【活動例】オレンジカフェの開催

認知症の方やそのご家族、最近物忘れが気になる方が、気軽に安心して通うことができる身近なカフェです。さまざま出会いを通じて、人とのつながりが出来る場所です。オレンジカフェの開催場所や開催日時についてはお気軽にお問い合わせください。



《お問い合わせ》認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員
TEL.059-367-7770 FAX.059-389-6558

鈴鹿日常生活自立支援センター

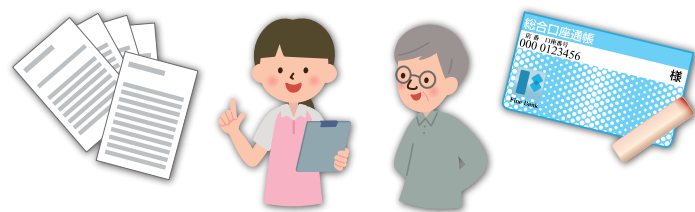
認知症、知的障がい、精神障がい等により、福祉サービスの利用や日常生活に必要なことについて、自分一人で判断することが難しくお困りの方に対して、安心して日常生活が送れるように金銭管理支援等のお手伝いを、契約を通して行います。

利用対象者

- 高齢や障がいなどにより日常生活上の判断能力が不十分な方
- 契約の内容について判断できる能力がある方
- 本人との契約に基づいてのサービス提供であるため、利用意思があり契約内容を理解することができる方

	援助内容	基本料金
福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用に関する助言や、その手続きのお手伝いをします。	1回 1,500円※ (1時間程度)
日常的な金銭管理サービス	日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預入れ、各種支払いのお手伝いをします。	
書類等預かりサービス	大切な書類(通帳・年金証書・契約書等)や実印・キャッシュカードなどを金庫にて保管します。	年間3,000円 (250円/月)

※所得等の状況によって減免される場合があります。



こんな心配ごと・悩みごとはありませんか？

- ・福祉サービスを利用してみたいけど、手続きがよくわからない
- ・公共料金の支払いが滞りがちになってしまい、今後はきちんと支払いたい
- ・銀行での払い戻し、預け入れなどの手続きが不安
- ・通帳を何度も紛失してしまうので代わりに預かってほしい



《お問い合わせ》地域福祉課・権利擁護グループ TEL.059-382-7707 FAX.059-382-7330

生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)

生活支援体制整備事業とは

住み慣れた地域でいつまでも自分のできることを続けながら安心して暮らし続けられるように「住まい、医療、介護、介護予防、生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の中の「介護予防・生活支援」を充実させていく事業です。

地域みなさんによってお互いに支え合う活動がすすめられています！

地域の支えあい活動(住民参加型在宅福祉サービス)

地域住民が主体的に行う有償ボランティア活動で、「みんなでお互いに助け合っていこう」という趣旨で実施されています。
サービスは低額の利用料でまかなわれ、話し相手、ゴミ捨て、庭木の伐採、障子張替え等の家事援助、病院付添、外出支援等様々なサービスを提供しています。



庭木伐採作業の様子

ふれあいいきいきサロン

地域の身近な場所で、主に65歳以上の高齢者に集いの場所を提供し、孤立や閉じこもりの解消並びに介護予防の促進を図ること、いつまでもいきいきと暮らせることをめざす交流活動です。

お近くの活動場所や内容については下記までお問い合わせください。

※14ページ「ふれあいいきいきサロン(高齢者)」参照



助け合いマップの作成(平常用・災害用)

各地域では災害時に避難支援が必要な方と支援できる方を視覚化できる「災害時助け合いマップ」や、そして平時より見守りが必要な方と、見守りに協力できる地域住民の方を視覚化する「見守りマップ」の作成が広がっています。

民生児童委員のみならず、福祉活動に協力できる方を増やすきっかけにもなります。

上記以外にも、それぞれの地域課題に応じて
生活支援コーディネーターがお手伝いさせていただきます。
ご相談ください！

こちらからも
確認できます



《ホームページはこちら》https://www.suzuka-shakyo.or.jp/life_support/

《お問い合わせ》地域福祉課 地域福祉グループ TEL.059-373-5750 FAX.059-382-7330

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター『にじ』

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター『にじ』とは

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の方々が、介護・医療・福祉等のサポートをする総合的な相談窓口です。鈴鹿市には日常生活圏域ごとに8か所の地域包括支援センターが設置されています。「基幹型地域包括支援センター」は、鈴鹿亀山地区広域連合より社会福祉協議会が委託を受け、これら8つの地域包括支援センターの総合調整や後方支援等の役割を担っています。

いろいろな相談ごと（介護や健康について・権利を守ることに）

- 近所に住むひとり暮らしの高齢者が、最近閉じこもり気味で心配です…
- 体力の低下が感じられるので、介護予防に取り組みたいのですが…
- 振り込め詐欺や悪質な訪問詐欺にあったのですが…
- 近所に虐待されているかもしれない高齢者がいるのですが、どうしたらよいでしょうか…

高齢者本人や家族
民生委員・近所の方
ケアマネジャーなど



相談

支援

地域包括支援センター



主任
ケアマネジャー



保健師・看護師



社会福祉士

《役割》

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・権利擁護
- ・包括的、継続的ケアマネジメント
- ・その他情報やサービスの紹介等

主任ケアマネジャー、保健師・看護師、社会福祉士等が中心となり、お互いに連携を取りながら、チームとして活動しています。また、行政機関・医療機関・介護サービス事業者と連携し、高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えます。

あなたの地域を担当するセンターは？

鈴鹿市では、お住まいの地域によって担当する地域包括支援センターが異なります。詳しくは、鈴鹿市基幹型地域包括支援センターまでお問い合わせください。

高齢者の方々がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、お困りごとやご不安なことがございましたら、お近くの地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。



《お問い合わせ》鈴鹿市基幹型地域包括支援センター TEL.059-382-5233 FAX.059-382-7330

鈴鹿市後見サポートセンターみらい

認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理等をすることが難しい人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、成年後見制度の利用について支援をします。



鈴鹿市後見サポートセンターみらいの業務内容

相談

成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者からの相談をお受けします。（要予約、無料）

支援

家庭裁判所への申し立て、報告、その他市民の方々のサポートをいたします。

広報・啓発

成年後見制度に関する情報発信、市民向けの講習会や研修会の開催などを通じて、市民や関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行います。

受任

家庭裁判所の審判に基づき、鈴鹿市社会福祉協議会が法人として、後見活動を行います。（法人後見）

《お問い合わせ》地域福祉課・権利擁護グループ TEL.059-373-5737 FAX.059-382-7330

福祉有償運送サービス

車いすを利用している方や寝たきりの方で、普通自動車や公共交通機関を利用することが難しい方の移動のお手伝いをいたします。

利用日時	平日 午前9時～午後4時まで。
利用料金	初乗り～2kmまで300円。以降1km毎に100円ずつ増額。
利用範囲	鈴鹿市内および隣接市町（津市、四日市市、亀山市、菟野町など）
利用方法	要会員登録。完全予約制。1週間に1回。3回分まで予約可能。
利用目的	特に問いません。



《お問い合わせ》企画総務課・地域共生推進グループ TEL.059-373-5750 FAX.059-382-7330

鈴鹿市療育センター(児童発達支援センター) 愛称:すずりん

鈴鹿市療育センター(愛称:すずりん)は、お子さまの成長・発達を促し、日常生活に必要な力を身につけるよう支援することを目的に、鈴鹿市より指定管理を受けて、鈴鹿市社会福祉協議会が運営しています。心身の発達が気になる0歳から就学前のお子さまを中心に、個々の発達段階に合わせた遊びや訓練を行っております。

※『すずりん』は本会と療育センターの利用者様で使用させていただく愛称です。

《事業内容》

- 児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援
- 訓練(言語聴覚療法・理学療法・作業療法・発達相談等)
- 指定障害児相談支援事業所/指定特定相談支援事業所(第1療育センター)
- 居宅訪問型児童発達支援(第1療育センター)

お問い合わせ

鈴鹿市第1療育センター

〒513-0809
鈴鹿市西条五丁目118-3
TEL.059-382-3055
FAX.059-382-3065

相談支援センター

社会福祉センター内
TEL.059-373-5275
FAX.059-373-5276

鈴鹿市第2療育センター

〒513-0028
鈴鹿市岡田町701
TEL.059-389-7015
FAX.059-389-7025

ふれあいいきいきサロン(子育て・当事者)

地域のつながりを作り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、交流をする場として、鈴鹿市にはいくつかサロンがあります。



ふれあいサロンは、赤い羽根共同募金の助成を受けて活動しています。

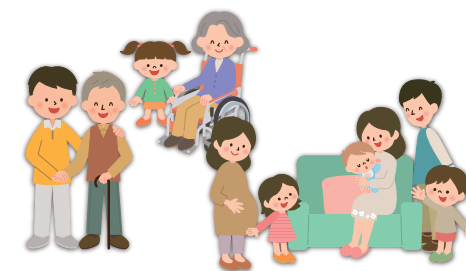
ふれあい子育てサロン

子育て中の親子を対象

ふれあい交流サロン

障がい児(者)、幼児から高齢者まで世代を超えた交流

活動内容については、サロンによって様々で、支援者(自治会、民生委員、ボランティアなど)と支援の対象である参加者が、みんなで話し合いながら正しく活動しています。サロンや助成に関することなど、詳しくは下記までお問合せください。



《お問い合わせ》企画総務課 地域共生推進グループ
TEL.059-373-5750 FAX.059-382-7330

子ども食堂への支援

本会では、鈴鹿市内の子ども食堂をはじめとする、こどもの支援活動を鈴鹿市内で行う団体等により結成される「※すずっこ食堂ネットワーク」の事務局をサポートしています。寄付食品の保管・提供やサポーターとして会議等の機会に助言及び協力を行っています。

※すずっこ食堂ネットワークとは
鈴鹿市内の子ども食堂、食料配布活動を行う団体の普及・周知・支援活動。鈴鹿市、本会等と連携を図りながら、子ども食堂を作りたい、子ども食堂を継続する上での困り事サポート、助成金のサポート等を行います。また隔月の定例会、子ども食堂開設講座、年1回の周知イベントを行います。



《お問い合わせ》地域福祉課 地域福祉グループ
TEL.059-373-5750 FAX.059-382-7330

就学用品の援助

本会では、経済的な理由等から学校での就学に必要な物品(制服・体操服・ランドセル・教科書等)の購入が困難な方に、就学用品を援助することでこどもが健やかに育つ環境整備を行っています。



《お問い合わせ》企画総務課 地域共生推進グループ
TEL.059-373-5750 FAX.059-382-7330

鈴鹿市障害者生活介護施設『ベルホーム』

鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホームは、鈴鹿市より指定管理を受け、本会が運営している生活介護施設です。ご利用者様それぞれの日常生活の介助や社会参加、創作活動などの機会を提供しています。

施設概要

- 利用定員** 40名
- 対象者** 鈴鹿市内にお住まいの18歳以上の方で、障害支援区分3以上の方
- 事業内容** 生活介護事業・日中一時支援事業
- 開所時間** 平日・祝日 9時00分～16時00分(土日・年末年始は休業)

お問い合わせ



鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホーム

〒510-0237 鈴鹿市江島町3447-5
TEL:059-380-4001 FAX:059-380-4002

くらしサポートセンター

くらしサポートセンターは経済的に困窮されている方等生活にお困りの方の相談窓口です。支援員が寄り添いながら、就労や生活再建に向けた支援を継続的にを行います

生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮されている方や、社会的孤立の状態にある方々を支援するために、平成27年4月に「生活困窮者自立支援」が施行され以下の事業を実施しています。

- 自立相談支援事業 困りごとについて一緒に考える
- 住居確保給付金 家を失った方等への家賃補助
- 就労準備支援事業 就労に向けたサポート
- 家計改善支援事業 家計の立て直しのアドバイス
- こどもの学習支援・生活支援事業 こどもの学習支援

本会は就労準備支援事業の受託及び住居確保給付金の受付を行っています。

生活福祉資金貸付事業

低所得世帯などを対象として、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした貸付制度です。本会が相談及び申請窓口となり、三重県社会福祉協議会が審査・貸付を行います。

制度の特徴・基準

自立支援機関と連携して支援します

生活を安定させることが目的の制度であるため、貸付(=借金)をせずに済む方法がある場合は、他制度等をご案内します。

他制度が優先です

他制度の利用が困難な場合に貸付の申請をしていただきます。
他制度が利用できる場合は、そちらが優先となりますので、お申し込みの際に他制度利用の可否について確認させていただきます。

定住性を確認します

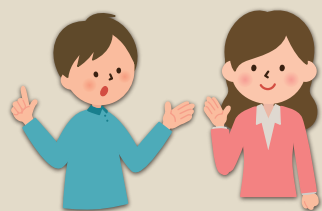
原則、現住所地に6か月以上居住している方が対象となります。

所得基準があります

対象世帯ごとに所得基準を設けています。世帯の所得が多い場合等は、貸付対象にならないことがあります。

償還義務をとらなう貸付制度です

貸付制度であり、償還をしていただく義務があります。
貸付金の利用目的だけでなく、借受人、連帯借受人および連帯保証人の償還能力なども含めて審査を行います。審査の結果、貸付に至らない場合もあります。



福祉資金貸付

緊急を要する場合に、2万円以内の資金貸付を行うことにより、円滑な社会生活へとつなげることを目的とした本会独自の貸付事業です。ただし、返済能力のある連帯保証人が必要です。
なお、定住性や所得額など、一定の基準があります。

食糧支援について

離職や病気等、様々な理由で一時的に食糧が不足している方や、公的制度につながらない方等に対し、食糧の提供を行います。食糧品については、地元企業や地域住民の協力、みえ福祉の「わ」創造事業(事務局：三重県社会福祉協議会)が行う食糧提供事業を活用し、行います。



お困りごとがございましたら、下記までご相談ください!!

《お問い合わせ》地域福祉課 くらしサポートセンター
〒513-0801 鈴鹿市神戸1丁目18-18(市役所2階)
TEL.059-373-5299 FAX.059-395-6011

行旅人支援・ホームレス自立支援事業

行旅人支援について

行旅途中において、所持金の消費または紛失などにより、行路に要する費用に困窮している方に対し、事情を確認したうえで500円の貸付を行います。
なお、手続きは本会事務局のほか、市役所や各地区市民センターでも行っています。

ホームレス自立支援事業について

ホームレス状態にある方と面談を行い、抱えている課題を整理し、自立を促します。

《お問い合わせ》地域福祉課 地域福祉グループ TEL.059-373-5750 FAX.059-382-7330

鈴鹿市ボランティアセンター

当ボランティアセンターでは、「ボランティア活動をしたい人」と「ボランティアをお願いしたい人」の想いをつなげるお手伝いをします。またボランティアの育成、支援にも力をいれております。
活動をしていただくにあたって、当センターへの登録が必要になりますので、お気軽にお問合せください。

ボランティア保険

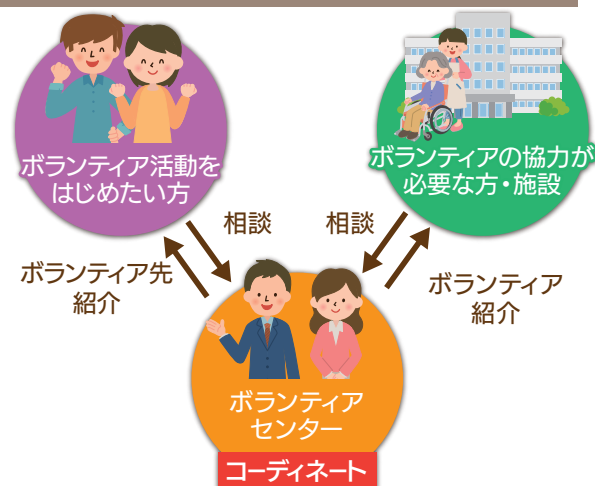
センターでは、随時ボランティア保険の受付を行っています。ボランティア活動をされるかは、保険の加入をお願いします。

ボランティア活動保険(個人・団体向け)

「傷害保険」と「賠償責任保険」をセットにしたもので、年度単位での加入になります。

ボランティア行事保険(団体向け)

活動保険と内容は同じですが、「行事・イベント」ごとの加入になります。



ボランティアスクール、福祉講座について

一般ボランティアスクール、災害ボランティアコーディネーター養成講座、手話講座、認知症支援ボランティア養成講座、音訳講座、精神保健福祉講座、点訳講座など
※開催時期・状況につきましては当センターにお問合わせください。

その他にこんなことも行っています!!

- 「鈴鹿市ボランティアセンター通信」の発行(毎月)
 - ボランティア・市民活動団体の紹介、助成金支援
 - 収集ボランティア事業(古切手、ベルマークなどを集めています。)
- HPでも情報公開しています!! 《ホームページはこちら》<https://www.suzuka-shakyo.or.jp/volunteer/>

《お問い合わせ》企画総務課 地域共生推進グループ TEL059-373-5750 FAX.059-382-7330

鈴鹿いきいきボランティア制度

ボランティア活動を行って、ポイントを貯めましょう

高齢者の介護予防事業の一環として、ボランティア活動を通して、地域貢献や社会参加をすることで、いきいきとした暮らしにつなげるものです。登録施設でボランティア活動1時間ごとに1スタンプを押印し、実績に応じて年間50ポイント、5,000円を上限として交付金を受け取ることができます。

申し込みができる方

- ①市内居住の介護保険第1号被保険者(65歳以上)の方
 - ②介護保険料の未納・滞納がない方
 - ③介護認定を受けていない方
- ※登録の際にはボランティア保険に加入していただきます(登録者負担)

申し込み方法

ボランティアセンターの窓口でお申し込みください。

《お問い合わせ》企画総務課 地域共生推進グループ TEL059-373-5750 FAX.059-382-7330

災害ボランティアセンター

もしも「災害」が起こった時のために

地震や台風などによる災害が発生し、市内に被害が生じた時、本会に災害ボランティアセンターを立ち上げ、市内外からのボランティアを受け入れ、災害ボランティア活動のコーディネートを行います。災害による被災者、地域のための応急対策を円滑に進行するとともに、一日も早い復旧・復興をめざして地域の再生を進めるため、各関係機関と連携しながら、ボランティアによる救援活動を効果的・効率的に展開することを目的としております。

災害ボランティアセンターの主な役割

- 被災されたかたの困りごと(ニーズ)の相談窓口
- ボランティア活動を希望されるかたの受付窓口
- さまざまな困りごと(ニーズ)に対して、ボランティアコーディネートの実施



平常時より、災害に備えた活動を行っています

災害ボランティアセンター 連絡会(年3回)

行政・各関係機関との情報共有の場

災害ボランティアセンター設置・ 運営訓練(年1回)

災害発生時にボランティアセンターが役割を遂行できるよう、運営方法の確認を行います。

災害ボランティアコーディネーター 養成講座の開催(隔年)

災害ボランティアセンターの運営をサポートしていただく「災害ボランティアコーディネーター」を養成する講座を行っています。



訓練には、たくさんの方にご協力いただき、センター運営業務の他にも、ボランティア模擬活動、炊き出し、おもてなしカフェなど、実際の災害ボランティアセンター業務を想定して行っています!

《お問い合わせ》地域福祉課 地域福祉グループ TEL.059-373-5750 FAX.059-382-7330

ふれあい広場鈴鹿

「ふくしのおまつり」

ふれあい広場鈴鹿は、子どもさんから高齢の方、障がいをお持ちの方まで、幅広くお互いの交流を深め、「あたたかいふれあいの輪」を広げることを目的に、ふれあい広場実行委員会(事務局:本会)が中心となり、30年以上にわたって開催しています。
近年では、参加者が延べ2,000人を超える、大盛況のイベントとなっています。※毎年10月初旬～中旬ごろ開催



《お問い合わせ》地域福祉課 地域福祉グループ TEL.059-373-5750 FAX.059-382-7330

福祉協力校事業

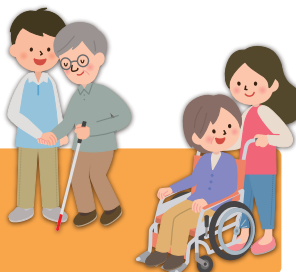
福祉協力校事業では、児童・生徒を対象として、ボランティア活動や日常の身近な福祉活動を進める中で、福祉への理解と関心を高めることを目的としています。鈴鹿市では、小学校、中学校、高校、特別支援学校の市内すべての学校が、福祉協力校に指定され、活動しています。

福祉協力校の活動について

児童・生徒は、以下のような活動を通して、社会福祉の理解やその知識を高めています。

- 地域の組織や団体・住民と協力し、地域の福祉活動に参加
- 福祉施設の訪問や、地域の高齢者を運動会に招待するなどの交流事業
- ひとり暮らしの高齢者、障がい児(者)との交流事業
- 共同募金活動など、様々な社会福祉活動に参加

福祉協力校では、総合学習や人権集会、また福祉委員会やボランティアクラブ等の活動時間を利用し、様々な福祉に関する学習に取り組んでいます。



《お問い合わせ》地域福祉課 TEL.059-373-5750 FAX.059-382-7330

ふれあい福祉相談

ふれあい福祉相談では、専門家による法律相談等を無料で受け付けております。

法律相談	弁護士による遺言・離婚・契約 (金銭・賃貸等の法律相談)
司法書士相談	司法書士による(不動産・登記等)に関する相談

とにかく
悩みを聞いて
ほしい…。



解決方法を、
一緒に
考えましょう。

※詳細は、当会ホームページ、もしくは広報『社協すずか』をご確認ください。

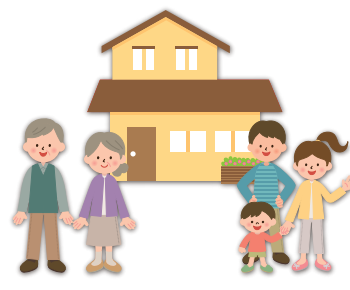
《お問い合わせ》企画総務課・地域共生推進グループ TEL059-373-5750 FAX.059-382-7330

あんしん賃貸支援事業

当会は、三重県居住支援連絡会に加入しており、自力で適切な水準の住宅を確保することが難しい方々(高齢者・障がい者・子育て世代・外国人など)の、民間賃貸住宅入居についての相談を受け付けています。入居相談を聞き取り、協力不動産仲介業者へ情報提供するかたちで、入居可能な物件探しを支援します。



お気軽にご相談ください!



《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

車いすの貸出

鈴鹿市内に在住で一時的に車いすが必要な方に無料貸出を行っています。

- ・申請者が市外の方でも家族が市内在住で、一時的に車いすを必要とされる方については対象です。
- ・介護保険の認定を受け、車いす貸与給付対象の方については原則として貸出は行っていません。

利用期間	使用する最低限度の日数(最長1か月)
利用料	無料
申請方法	来館し、申請用紙にご記入いただきます。 来館される方の本人確認書類(運転免許証・保険証等)をお持ちください。 なお、車いすの数には限りがありますので、 まずはお電話にてお問い合わせください。

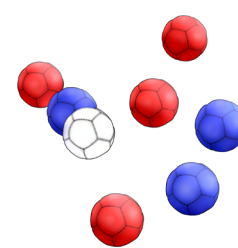


《お問い合わせ》企画総務課・地域共生推進グループ TEL059-373-5750 FAX.059-382-7330

各種機材貸出

鈴鹿市社会福祉協議会では、社協団体会員やサロン団体の皆さまへ各種機材を貸出しています。お子様から高齢の方まで皆さまが楽しめる機材をご用意しています。ぜひレクリエーション等にてご活用ください。ご予約はお電話もしくは窓口にて承ります。

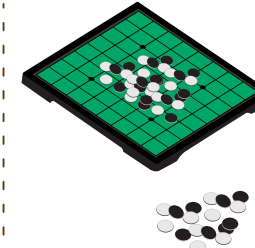
貸出機材一例



ボッチャ



グラウンドゴルフ



マグネットオセロ



サンタ衣装

※イラストはイメージです。詳しくはお問い合わせください。

これらの機材は、皆さまにご協力いただきました赤い羽根共同募金の配分金を活用しています。

《お問い合わせ》企画総務課・地域共生推進グループ TEL059-373-5750 FAX.059-382-7330

社会福祉センターの利用について

社会福祉センターでは、下記の通り、貸館・福祉バスの運行を行っております。

センター貸館

本会が定める団体（ボランティアセンター登録団体や社協会員の内、団体会員等）は無料でご利用できます。また、それ以外の団体や企業・会社等営利を目的とした団体については、有料でご利用できます。※ただし、販売等、直接営利につながる催しが目的の場合はご利用できません。

詳細はお問い合わせください。

福祉バス

本会が定める団体（サロン団体や社協会員の内、団体会員等）が利用できます。運行時間は原則平日の8時30分～17時15分までとなり、土日祝及び福祉センター休館日はご利用いただけません。

また、運行範囲は県内及び隣接県（京都を除く概ね100Km以内）となります。その他、利用回数についても規定がございますので、詳細はお問い合わせください。



貸館及び福祉バスの予約方法

- 事前に電話または窓口にて空き状況をご確認ください
- 予約は3か月先まで可能です（例：4月時点での予約は7月末まで可能）
- 毎月1日（休館の場合は次の開館日）の午前10時より、3か月先の予約抽選会をいたします。抽選日当日に3か月先の予約を電話でされる場合は午後1時から受付いたします。※予約は窓口での受付が優先ですので、ご注意ください。

《お問い合わせ》企画総務課 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

着ぐるみ貸し出し

かりんちゃん着ぐるみ貸出について

本会イメージキャラクター「かりんちゃん」の着ぐるみを貸し出しをしています。着ぐるみはファンで膨らむタイプと被るタイプの用意がございます。

申請について

事前申請が必要です。基本的に貸出料無料です。※ただし、着ぐるみを破損させた場合や、ひどく汚してしまった場合は修理費やクリーニング代をご負担いただきます。詳細はお問い合わせください。

《お問い合わせ》かりんちゃん運営委員会 TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

問い合わせ先一覧

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

TEL.059-382-5971 FAX.059-382-7330

〈公式ホームページ〉
https://www.suzuka-shakyo.or.jp

〈Facebook〉
https://www.facebook.com/suzukashi.shakyo

〈Instagram〉
https://www.instagram.com/suzuka_karin



企画総務課

総務管理グループ	TEL.059-382-5971	FAX.059-382-7330
地域共生推進グループ	TEL.059-373-5750	FAX.059-382-7330
鈴鹿市ボランティアセンター	TEL.059-373-5750	FAX.059-382-7330

地域福祉課

鈴鹿市基幹型地域包括支援センター	TEL.059-382-5233	FAX.059-382-7330
認知症初期集中支援チーム	TEL.059-367-7770	FAX.059-389-6558
鈴鹿市後見サポートセンターみらい	TEL.059-373-5737	FAX.059-382-7330
鈴鹿日常生活自立支援センター	TEL.059-382-7707	FAX.059-382-7330
くらしサポートセンター	TEL.059-373-5299	FAX.059-395-6011

福祉サービス課

訪問介護事業所「社協」	TEL.059-382-8200	FAX.059-382-8015
鈴鹿市第1療育センター	TEL.059-382-3055	FAX.059-382-3065
鈴鹿市第2療育センター	TEL.059-389-7015	FAX.059-389-7025
鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホーム	TEL.059-380-4001	FAX.059-380-4002
相談支援センター	TEL.059-373-5275	FAX.059-373-5276

鈴鹿市社会福祉協議会イメージキャラクター かりんちゃん

平成24年10月13日の「ふれあい広場鈴鹿」ではじめて皆さまの前にすがたをあらわしました。鈴鹿の町でたくさんの人に愛されるキャラクターになれるようにがんばります。たくさんの方の夢が詰まったかりんちゃんを末長く可愛がってあげて下さいね。

かりんちゃんの名前

かりんちゃんという名前は、実は鈴鹿からきているのです！
鹿（か）に鈴（りん）でかりんなんです。アタマにはシカの角、おしりには鈴があって、しっかり鈴鹿をアピールしているんです！うれしいときには、おしりをフリフリして、鈴を鳴らしてくれますよ。

